

広島市安佐北コミュニティセンターの指定管理者の公募について

1 募集の概要

項目	内容
(1) 募集期間	令和6年7月12日～令和6年9月30日
(2) 指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
(3) 管理の基準	<p>ア 休館日 (ア) 火曜日（その日が8月6日に当たるときは、その日を除く。）。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17号）に規定する休日になるときは、その直後の休日でない日 (イ) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>イ 開館時間 午前9時から午後9時まで</p> <p>ウ 特記事項 申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。</p>
(4) 業務の内容等	<p>ア コミュニティセンターの事業の実施に関する事。</p> <p>イ コミュニティセンターの使用の許可に関する事</p> <p>ウ コミュニティセンターへの入館の制限に関する事。</p> <p>エ コミュニティセンターの特別設備の設置の許可に関する事。</p> <p>オ コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関する事。</p> <p>カ その他市長が定める業務</p> <p>キ 特記事項 (ア) 利用料金制を導入する。 年間利用者数：7,500人 (イ) 申請者から本市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。 (ウ) 避難場所として使用される場合は、本市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。</p>
(5) 配置人員	<p>2人を標準とする。 （施設の開館時間に、事務室に最低1名以上は、施設の使用に関する問い合わせや使用許可の受付を行うことができる職員を常駐させること。）</p>
(6) 指定管理料の上限額（5年間分）	1億4,705万3千円

2 スケジュール

令和6年7月12日～令和6年9月30日	公募期間
10月中旬～下旬	書類・面接審査
11月上旬	審査結果の通知
11月中旬	仮協定の締結
12月下旬	指定管理者の指定
令和7年 3月下旬	本協定の締結
4月1日～	供用開始